

景観審議会

令和6年度 第1回会議資料

令和6年6月24日(月)

-
1. 景観審議会について
 - (1) 宗像市景観審議会の役割

 2. 景観まちづくりプランと景観計画の統合について
 - (1) 景観まちづくりプランの概要
 - (2) 景観計画の概要
 - (3) 「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群 包括的保存管理計画
 - (4) 新「景観計画」の構成
 - (5) 景観計画目次構成（案）

 3. 作成方法について
 - (1) 作成の流れ
 - (2) スケジュール案
 - (3) 想定している課題と対応方針について

1. 景観審議会について

(1) 宗像市景観審議会の役割

○宗像市景観条例

第1節 宗像市景観審議会

(宗像市景観審議会)

第53条 本市における良好な景観の形成を推進するため、宗像市景観審議会を置く。

2 審議会は、この条例の規定によりその権限に属する事項のほか、市の景観施策に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議を行うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

○宗像市景観条例施行規則

第5章 宗像市景観審議会

(組織)

第48条 条例第53条第1項に規定する宗像市景観審議会（以下この章において「審議会」という。）は、12人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 知識経験を有する者

(2) 市民代表

(任期)

第49条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員が任命されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は、解職されるものとする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第50条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第51条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(出席の要求)

第52条 審議会は、必要があると認めるときは、市の職員その他必要と認める者に対し、審議会への出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

○「この条例の規定によりその権限に属する事項」について

	内容	条例における規定条文
1	景観まちづくりプランの策定・変更に対する意見	第5条第2項
2	景観計画の策定・変更に対する意見	第7条、第8条
3	景観計画の不適合行為に係る指導・助言に対する意見	第15条
4	景観計画の不適合行為に係る勧告・命令に対する意見	第16条
5	上記の勧告に係る公表に対する意見	第17条第2項
6	景観重要建造物又は景観重要樹木の指定・解除に対する意見	第19条
7	準景観地区の指定・変更に対する意見	第20条
8	準景観地区内の制限の適用除外に対する意見	第21条第1項・第2項、第32条第1項・第2項、第42条第2項
9	準景観地区内の非適合行為に係る助言・指導に対する意見	第26条、第36条、第46条
10	準景観地区内の非適合行為に係る命令に対する意見	第27条、第37条、第47条

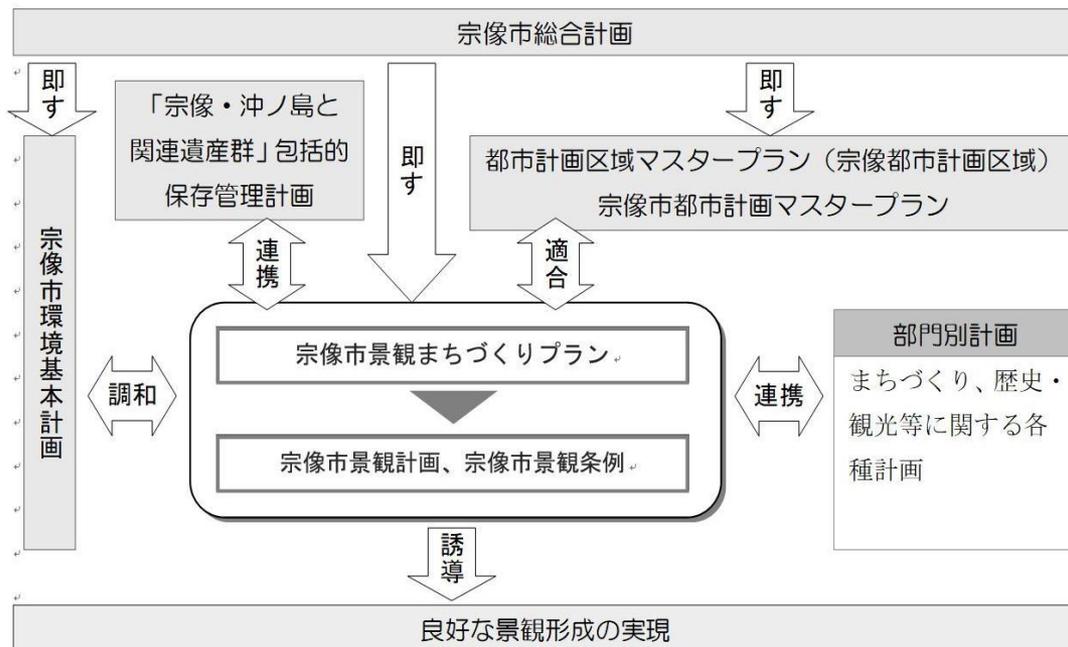
【備考】 3及び9以外は、意見を聴くことが必須となっている。

2. 景観まちづくりプランと景観計画の統合について

(1) 宗像市景観まちづくりプラン（任意計画）の概要

- ・ 景観まちづくりの在り方の骨格を示すものとして、平成26年7月策定。
- ・ 市の最上位計画である「宗像市総合計画」に即して計画を作成するとともに、「都市計画区域マスタープラン」や「宗像市都市計画マスタープラン」との整合、「宗像市環境基本計画」との調和を図る。
- ・ 期間は**令和7年3月**までとし、10年ごとに見直しを行う。

■ 上位関連計画との関係性



■ プランの期間

<年度>	H26	H27	H36
景観まちづくりプラン	策定	計画期間	
景観計画	策定	計画期間	
総合計画	策定	計画期間	
都市計画マスタープラン	策定	計画期間	

2. 景観まちづくりプランと景観計画の統合について

(1) 宗像市景観まちづくりプラン（任意計画）の概要

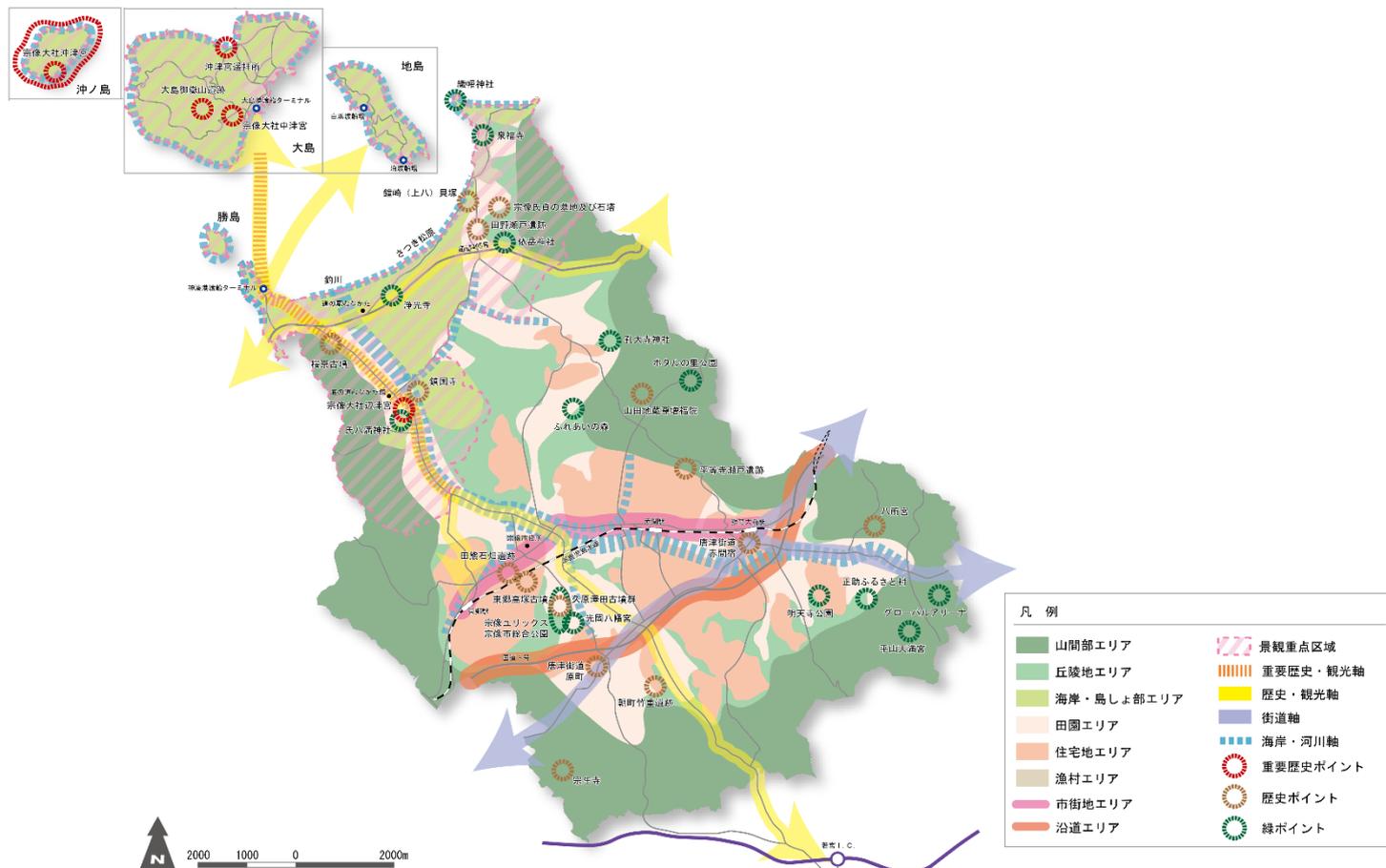
1) 景観まちづくりの目指す姿

海・山・川と歴史がつながる「むなかたの景観」を市民全員で守り育てる

2) 景観まちづくりの基本方針

- 方針① 地域特性に応じた景観まちづくり
- 方針② 「つながり」を大切にした景観まちづくり
- 方針③ 市民が主体となった景観まちづくり

【景観形成方針図】



2. 景観まちづくりプランと景観計画の統合について

(2) 宗像市景観計画（法定計画）の概要

- ・「宗像市景観まちづくりプラン」を踏まえ、エリアや軸、景観重点区域それぞれにおける景観形成の方針や、建築・建設行為、開発行為等を行う際の景観形成のルールを定めたもの。
- ・平成26年7月策定（平成27年9月変更：景観重要公共施設の指定）
- ⇒実質的な景観形成のルール（区域・行為の制限に関する事項）を定めている。
- ⇒計画期間の定めはなし

■景観計画の構成

■景観重点区域の区域区分と視点場の位置

宗像市景観まちづくりプラン（抜粋）

第1章 景観まちづくりプランとは。

- 景観まちづくりプラン・景観計画の期間
- 平成26～36年度(10年ごとに見直し)

第2章 宗像市の景観特性と課題。

- 本市の景観課題
- ①地域特性を活かした景観の創出
- ②地域間、要索間の景観のつながり
- ③良好な景観を守るための市民参画の仕組み

第3章 景観まちづくりの方向性。

- 景観まちづくりの目指す姿
- 海・山・川と歴史がつながる。「むなかたの景観」を市民全員で守り育てる。
- 景観まちづくりの基本方針
- ①地域特性に応じた景観まちづくり
- ②「つながり」を大切に景観まちづくり
- ③市民が主体となった景観まちづくり
- 本市の景観の将来像

第4章 景観まちづくりの推進。

- 景観まちづくりの推進方策
- ①景観まちづくり活動への支援及び連携
- ②景観に関する情報提供・PR
- ③景観まちづくりの裾野を広げる普及・啓発
- ④景観まちづくりへの市民参画機会の提供
- ⑤産業振興と連携した景観まちづくり

宗像市景観計画（構成）

第1章 景観計画の策定にあたって。

- 景観計画の構成及び位置づけ
- 景観計画区域
- 景観計画区域：市全域
- 類型別の区域：8エリア・3軸
- 景観重点区域：「宗像・沖ノ島と関連遺産群」緩衝地帯

第2章 良好な景観の形成に関する方針。

- 基本方針
- 8エリア・3軸・景観重点区域の景観形成方針

第3章 行為の制限に関する事項。

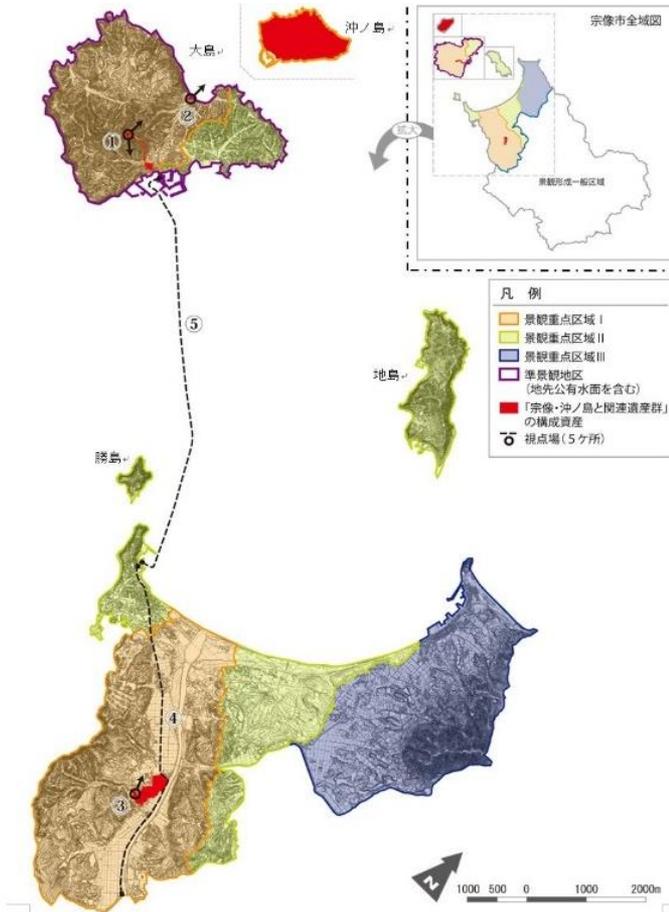
- 景観形成一般区域・景観重点区域の景観形成基準（建築物・工作物・開発行為等）
- 届出・認定・許可対象行為、手続きの流れ

第4章 景観資源等の活用に関する事項。

- 景観重要建造物・樹木に関する方針
- 景観重要公共施設に関する方針
- 屋外広告物に関する方針

第5章 計画の推進体制。

- 推進組織の構築
- 景観アドバイザー派遣制度の創設



2. 景観まちづくりプランと景観計画の統合について

◆景観形成基準

① 形態意匠の制限

② 高さの最高限度制限

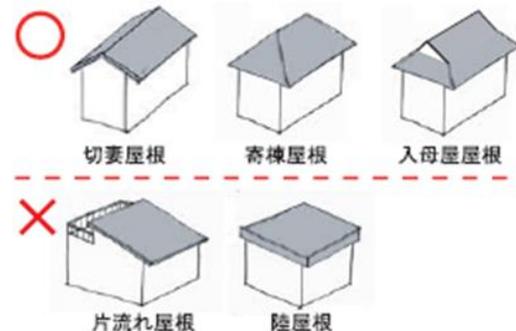
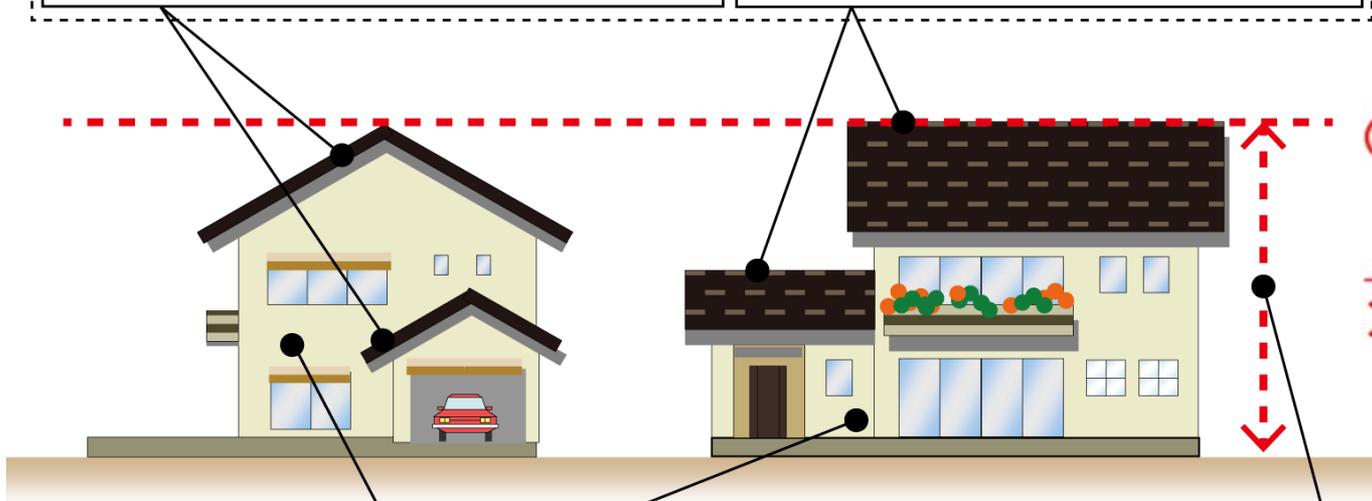
◆行為の制限

※建築物の景観形成基準（抜粋）

■屋根■

＜形状＞切妻・入母屋・寄棟の勾配屋根とする

＜素材＞瓦葺などの伝統素材を使用する
（他素材：色彩基準に基づく色彩）



■高さ・外観■

＜素材＞なるべく自然素材や伝統素材とする
（他素材：伝統素材に近い色彩、自然素材に近い質感のもの
色彩は、色彩基準に基づく色彩）

＜高さ＞重点区域Ⅰ：10m以下
重点区域Ⅱ：13m以下
重点区域Ⅲ：周囲から突出しない高さ

※建築設備は、公共空間から見えない場所に設置、または、色彩を工夫する

2. 景観まちづくりプランと景観計画の統合について

◆色彩基準 ※建築物の景観形成基準（抜粋）

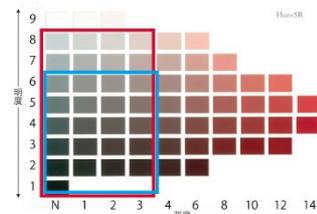
【建築物の屋根】

色相	明度	彩度
R・YR・Y	6以下	3以下
N		—
GY・G・BG・B・PB・P・RP		1以下

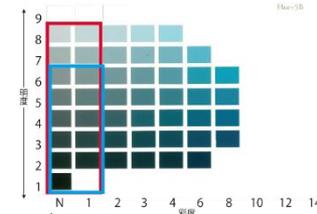
【建築物の外壁】

色相	明度	彩度	従属色・アクセント色の彩度	
			景観重点区域Ⅰ	景観重点区域Ⅱ・Ⅲ
R・YR・Y	8.5以下	3以下	4以下	5以下
N		—	—	—
GY・G・BG・B ・PB・P・RP		1以下	2以下	3以下

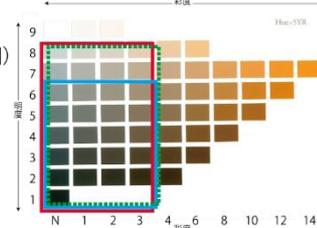
■ R
(赤系の色相)



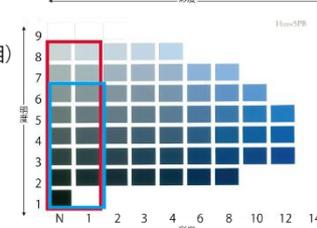
■ B
(青系の色相)



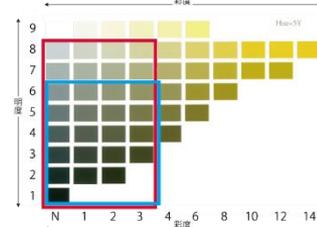
■ YR
(黄赤系の色相)



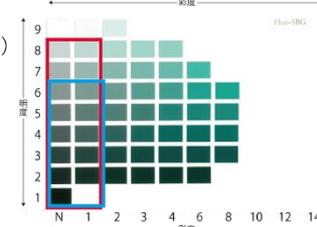
■ PB
(青紫系の色相)



■ Y
(黄系の色相)



■ BG
(青緑系の色相)



マンセル値を用いた
色彩基準を設定

(例) 10 Y R 8 / 3
色相 明度 彩度

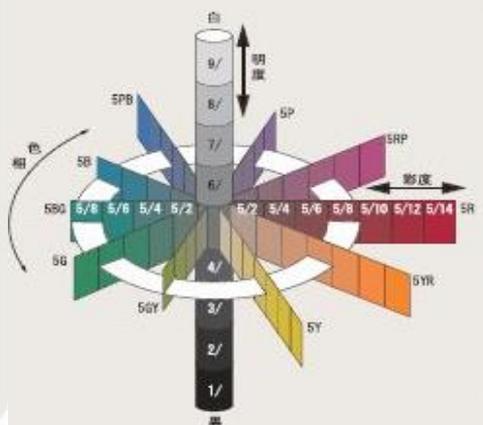
マンセル表色系

色を定量的に表すもので、以下の3属性で表記されます。

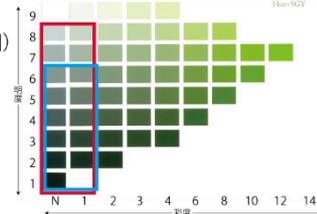
色相：色の種類。10色の系統があり、さらに各色相を10に細分化して表記します。

明度：色の明るさ。0～10の数値で表され、0になるほど黒に、10になるほど白に近づきます。

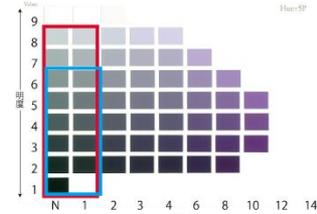
彩度：色の鮮やかさ。無彩色(黒、白、灰色)を0とし、数値が大きくなるほど鮮やかな色となります。



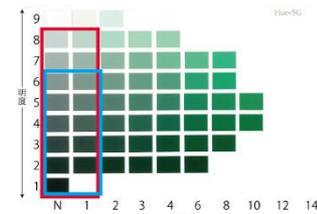
■ GY
(黄緑系の色相)



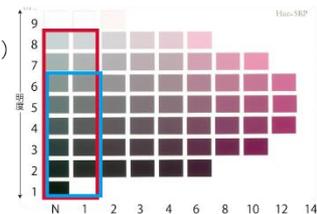
■ P
(紫系の色相)



■ G
(緑系の色相)



■ RP
(赤紫系の色相)



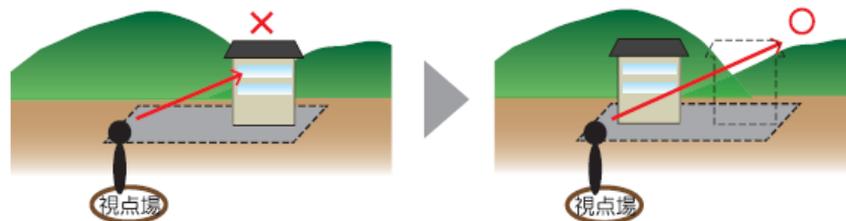
■ 外壁 ■ 屋根 ■ 工作物

2. 景観まちづくりプランと景観計画の統合について

◆行為の制限 ※建築物の景観形成基準（抜粋）

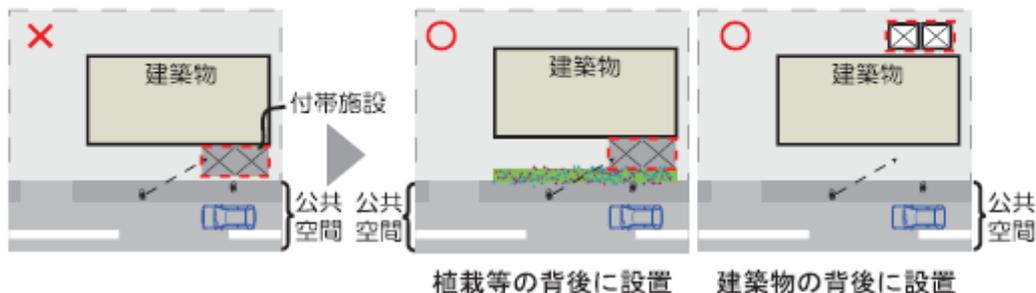
■位置・配置■

山なみの稜線や松原のスカイラインを阻害しない位置・配置とする
視点場からの眺望を阻害しない位置とする



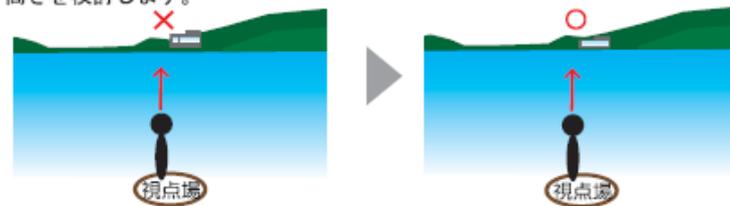
建築設備設置の例

建築物や植栽に隠れる位置に設置するよう配慮します。空調室外機等の小型の設備は、ベランダの中などの見えない場所へ設置するのも効果的です。



眺望に配慮した建築物の高さの例

高台や海上、幹線道路上などの各視点場から、眺望を阻害しないような高さを検討します。



■高さの最高限度■

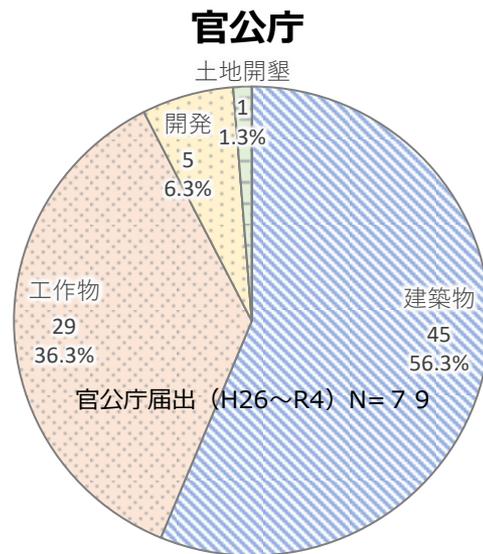
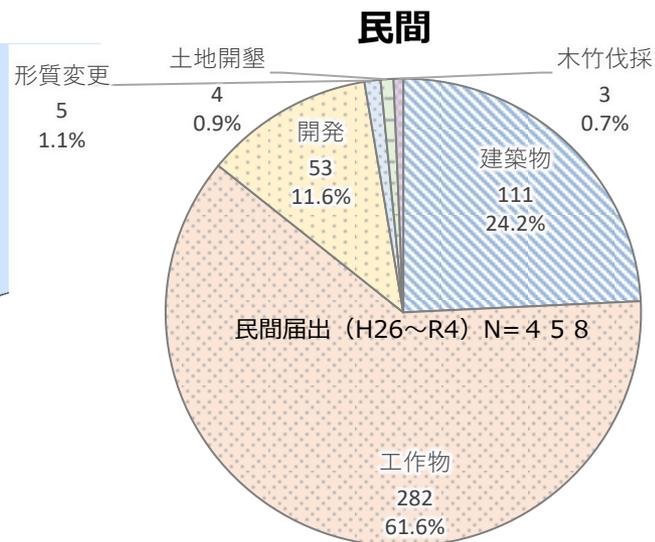
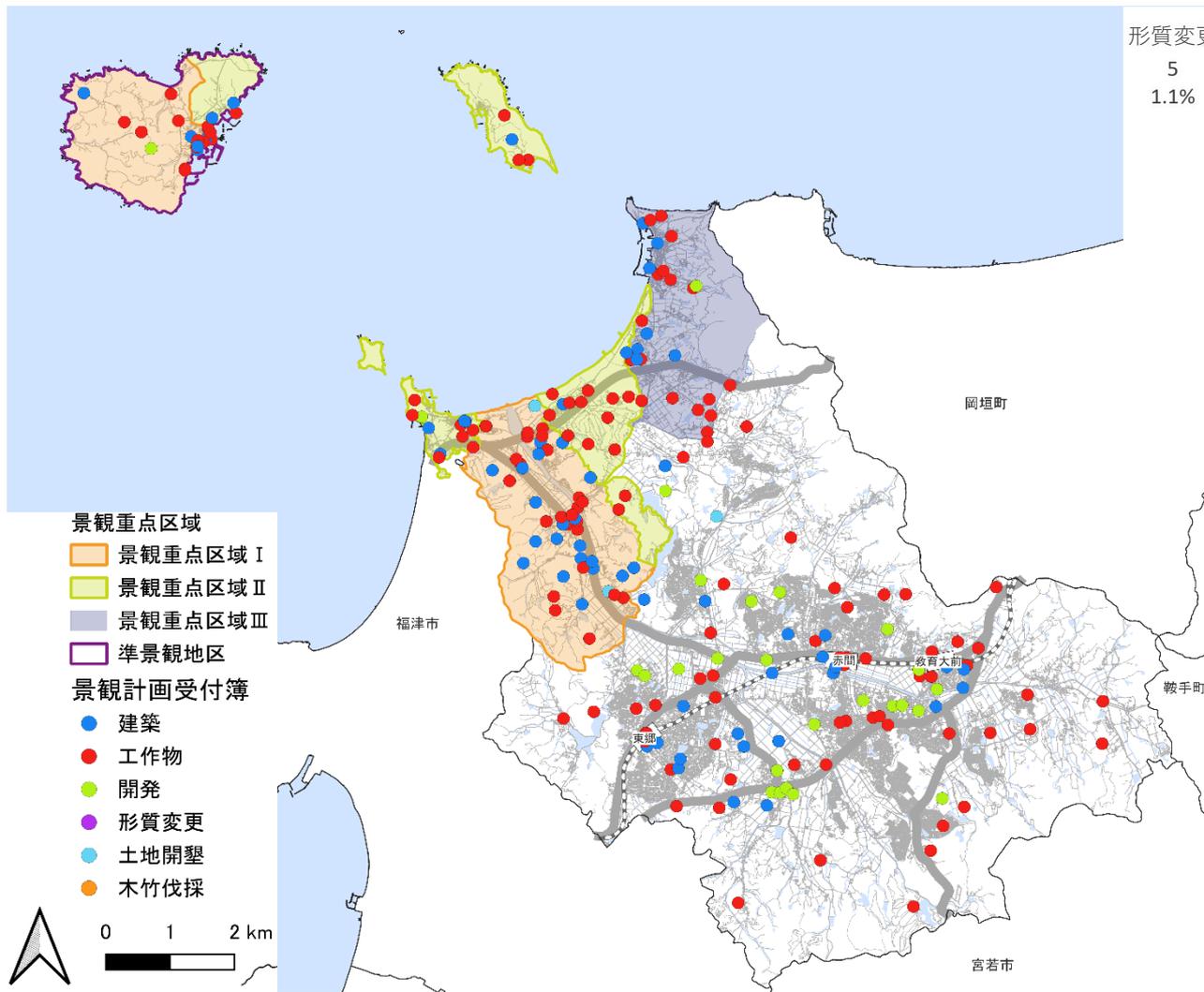
重点区域Ⅰ：10m以下
重点区域Ⅱ：13m以下
重点区域Ⅲ：周囲から突出しない高さ

周辺が住宅地等の建築物の多い場所や、山林や田園等の自然景観の場合は、できるだけ高さを抑え、周辺の景観から突出しないように配慮しましょう。



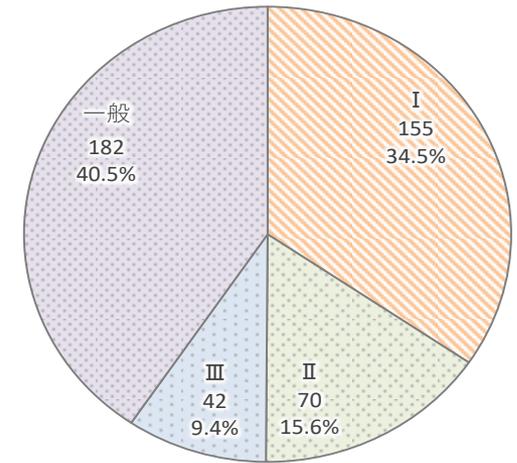
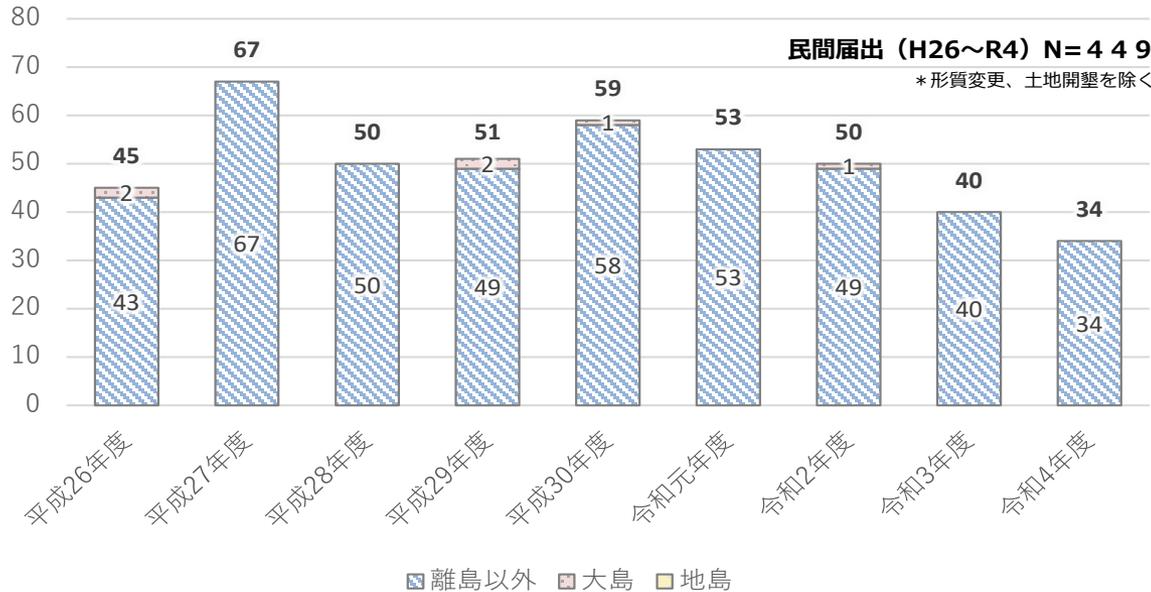
2. 景観まちづくりプランと景観計画の統合について

◆景観計画の実績（届出状況：民間・官公庁）

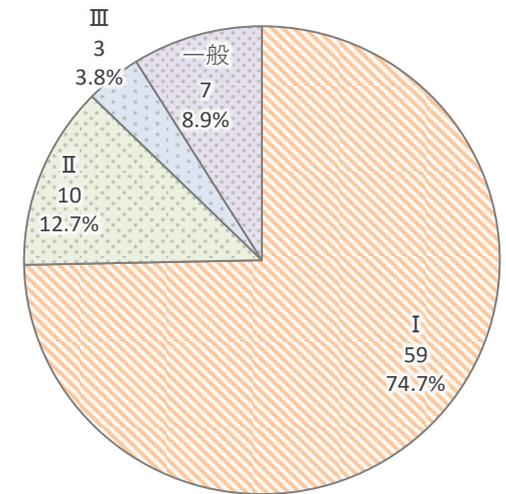
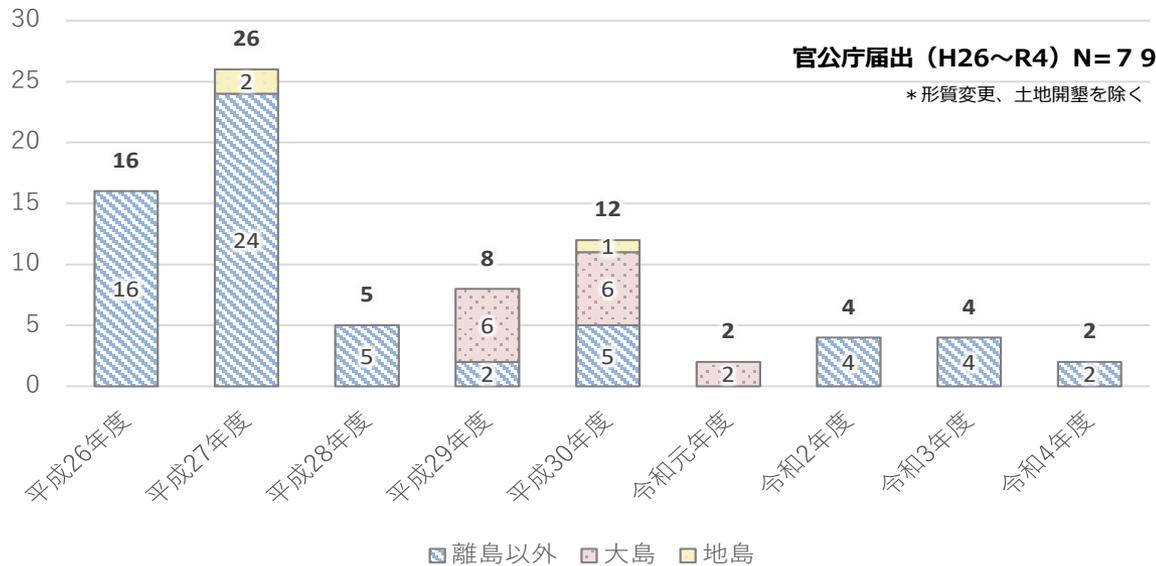


2. 景観まちづくりプランと景観計画の統合について

◆景観計画の実績（届出状況：民間）



◆景観計画の実績（届出状況：官公庁）



2. 景観まちづくりプランと景観計画の統合について

(3) 「新宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群 包括的保存管理計画

4-2-3 緩衝地帯の管理方法

(1) 緩衝地帯の法的保護

陸域については、都市計画法、自然公園法、森林法、農業振興地域の整備に関する法律等に基づいて土地利用規制を設けている。陸域の中で主体となる法令は景観法であり、**宗像市、福津市が景観法に基づき定める景観計画、景観条例によって**緩衝地帯を景観重点区域に位置づけ、一定規模を超える建築物、工作物の新築、増改築、土地の形質変更、木竹の伐採行為等について、事前に宗像市、福津市への届出を義務付けており、建築物、工作物等の高さ、色彩、形態、意匠等に関する景観規制、誘導している。また、構成資産内外の重要な眺望景観を保全するために構成資産内外に視点場を設定し、各構成資産間の眺望を阻害する要因を抑制するとともに、資産と一体となった景観の保全、形成を図っている。さらに、構成資産間をつなぐ道路や港湾、漁港や関連する施設など重要な公共施設を景観法に基づく景観重要公共施設に指定し、整備方針・基準を設けて積極的な景観整備に取り組んでいる。なお、大島では、より法的拘束力のある準景観地区に指定しており、認定・許可手続きによって景観規制・誘導している。

包括的保存管理計画



2. 景観まちづくりプランと景観計画の統合について

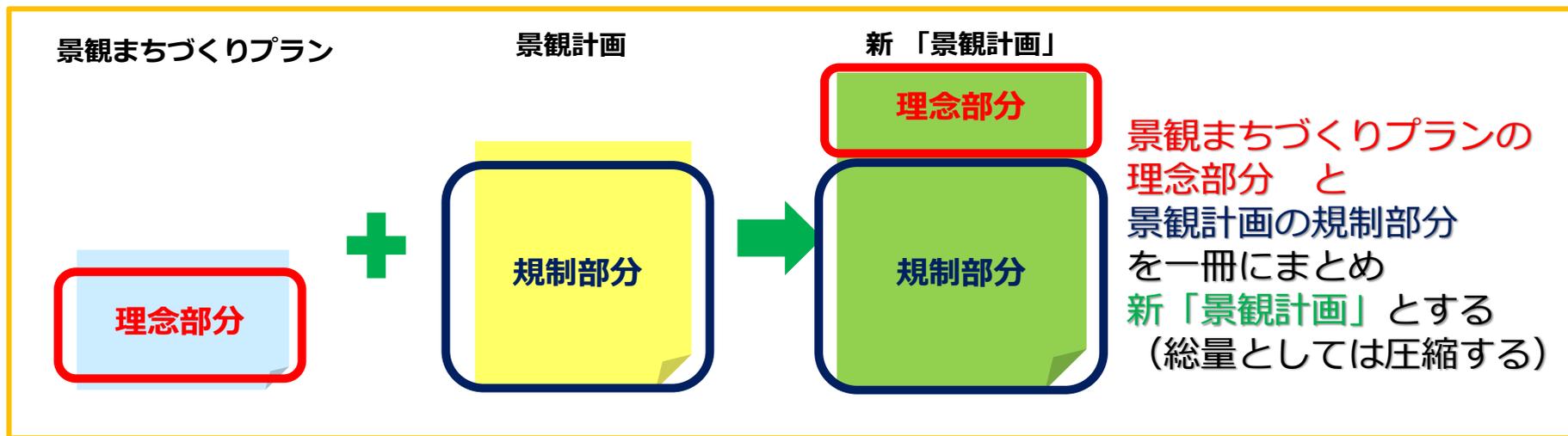
(4) 新「景観計画」の構成

- ・策定当時は「景観まちづくりプラン」で景観まちづくりの方向性を先に固め、そのあとに「景観計画」で区域や行為の制限を決定
- ・「景観まちづくりプラン」と「景観計画」を別に定めている自治体は少数派
「プラン」を別に策定していた福津市、古賀市は「景観計画」策定にあわせ「プラン」を廃止

⇒ ・「景観まちづくりプラン」は任意計画であり、策定義務はない
・景観形成に関する方針が、2つに分かれていると一体性を感じにくい

⇒ 「景観まちづくりプラン」の理念部分を引き抜き、
新「景観計画」として一本化

※ 条例で「景観まちづくりプラン」について規定しているため条例改正が必要



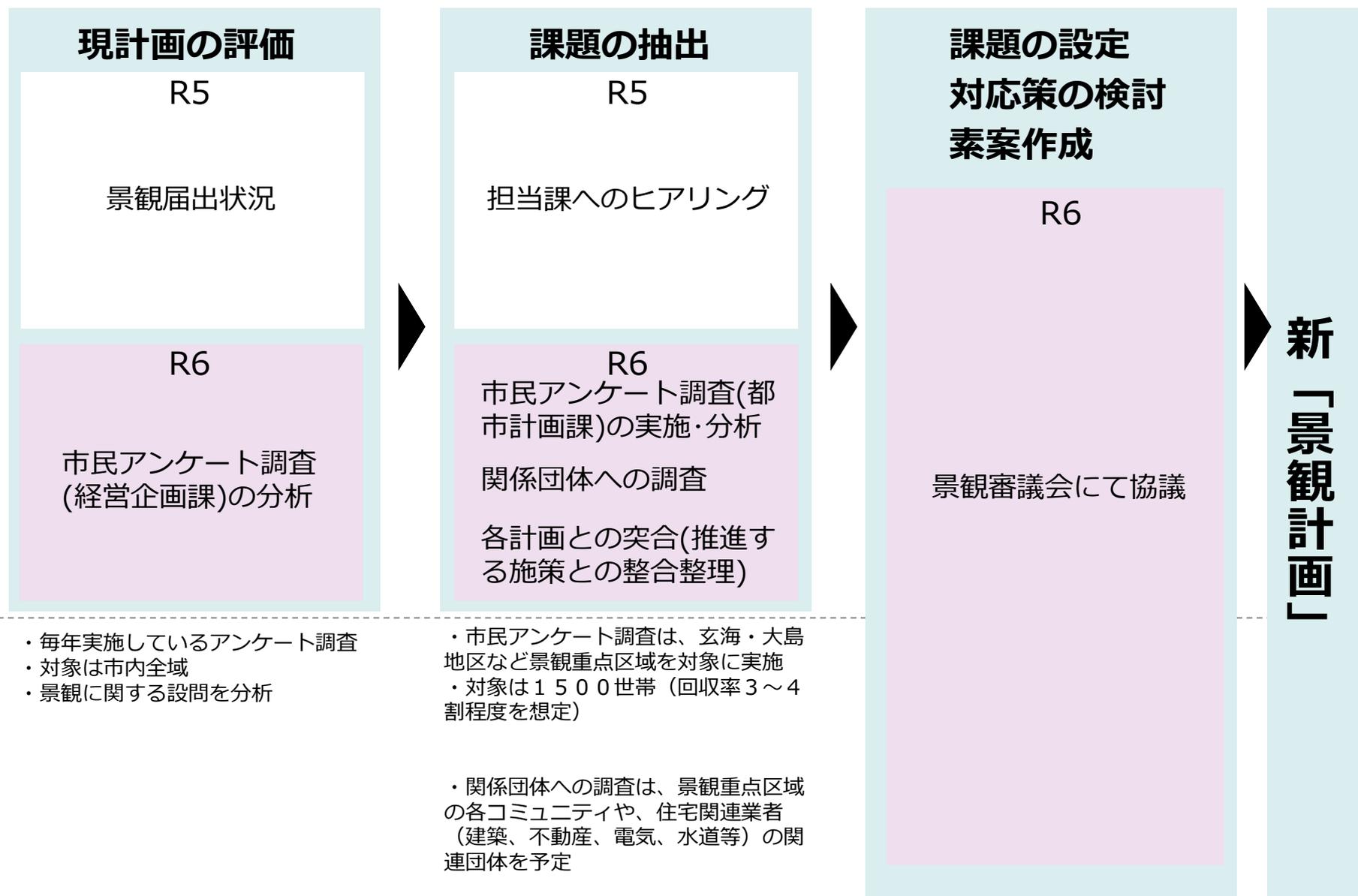
2. 景観まちづくりプランと景観計画の統合について

(5) 宗像市景観計画目次構成（案） ※景観まちづくりプランと景観計画を統合

章立て	景観まちづくりプラン	景観計画
第1章 景観計画とは 計画策定の背景・目的、これまでの経緯・取組み、計画期間、景観計画の区域等	各プラン・計画の第1章を組み込みながら、これまでの経緯等を適宜追加	
第2章 宗像市の景観特性と課題の整理 本市の景観特性、本市の課題 現状整理（届出状況の整理、景観まちづくりの状況など）	第2章に現状整理分を追加し、現状にあわせた課題の整理	
第3章 良好な景観形成に向けた方針 景観まちづくりの目指す姿、景観まちづくりの基本方針、景観の将来像、 景観形成に関する方針	第3章を基本的に踏襲（協議内容に基づき修正）	第2章を基本的に踏襲（必要に応じて8エリア・3軸を見直し、協議内容に基づき修正）
第4章 行為の制限に関する事項 景観形成一般区域・景観重点区域の景観形成基準、届出・認定・許可対象行為、手続きの流れ		第3章の内容を検討結果に基づき修正
第5章 景観資源等の活用に関する事項 景観重要建造物・樹木に関する方針、景観重要公共施設に関する方針、屋外広告物に関する方針		第4章の内容を検討結果に基づき修正
第6章 計画の推進体制 景観まちづくりの推進方策 推進組織の構築、景観アドバイザー制度	第4章の内容を協議内容に基づき修正	第5章の内容を協議内容に基づき修正

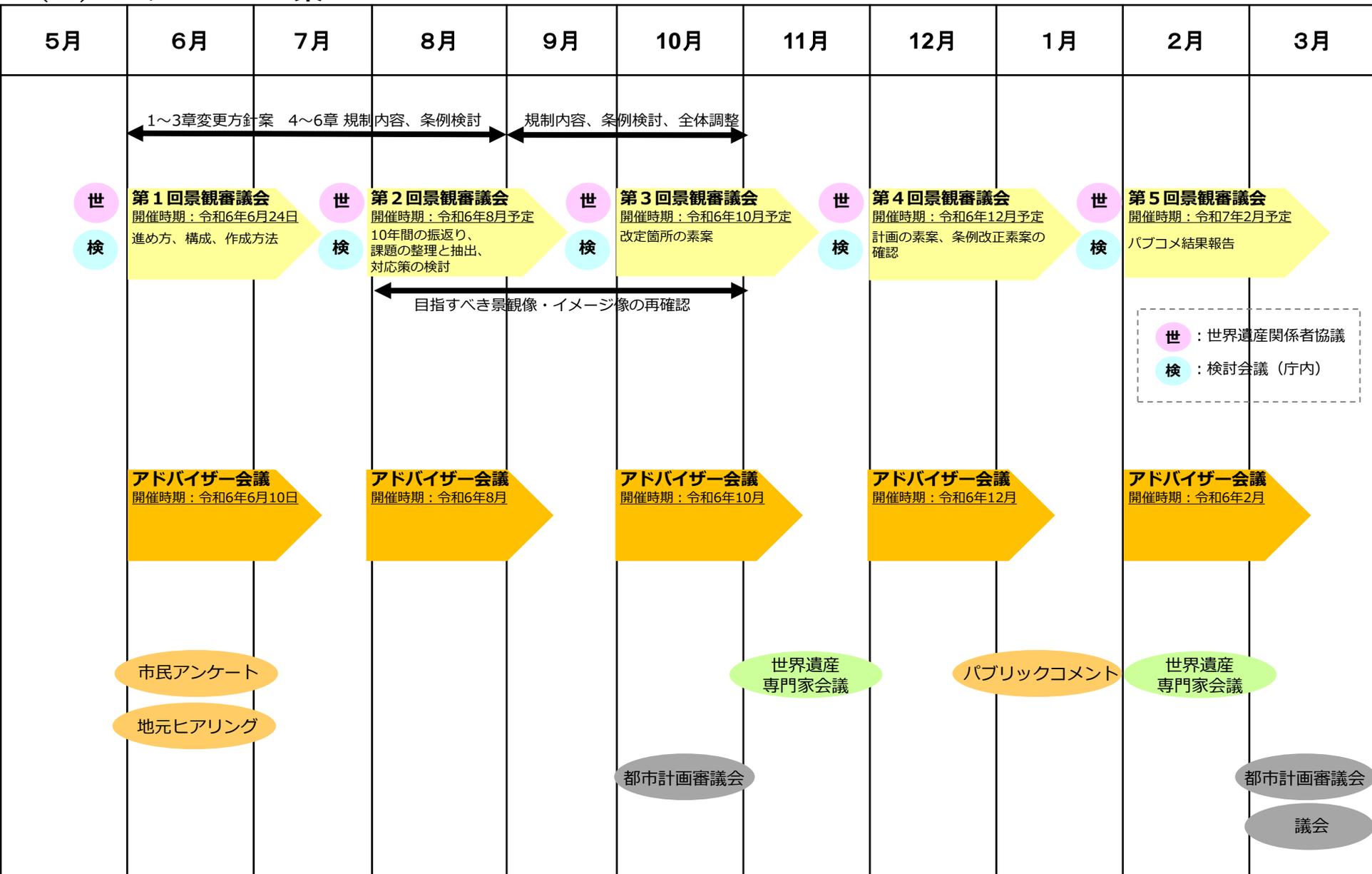
3. 作成方法について

(1) 作成の流れ



3. 作成方法について

(2) スケジュール案



3. 作成方法について

(3) 想定している課題と対応方針について

■ 庁内ヒアリング結果より

課題	対応方針
目指すべき景観像の共有不足	目指すべき景観像の再共有
景観と商業活動・観光振興との調和	景観形成基準(屋根形状、高さなど)の見直し検討
景観と脱炭素社会の推進との調和	脱炭素社会の実現と景観保全を両立する対策の検討

【背景および社会状況の変化】

(背景1)

・当初は周辺地域の屋根形状を調査し、多数を占める屋根形状を誘導している
⇒景観に与える影響から屋根形状などの形態意匠を決定していない

(背景2)

・社会情勢の変化により、太陽光発電施設設置の増加
⇒太陽光発電効率に有利な片流れ、段違いの屋根形式が全国的に増加
⇒今後も国の施策により増加が見込まれる

(背景3)

・495号沿線が都市計画マスタープランで沿道商業地としている
⇒世界遺産登録の影響などにより、道の駅を訪れる人が多い状況が継続しているなど、沿道商業地としてのポテンシャル向上

◆背景1 (屋根形状について)

●農村地域 (田島地区・深田地区)

屋根は妻入り、平入を合わせた切妻屋根で約60%を占めています。漁村地域と比較すると、入母屋屋根の割合が若干多くなっています。また、勾配屋根の割合をみると全体の約95%が勾配屋根を使用していることがわかります。そのため、この周辺の景観に調和した屋根形状とするには、勾配屋根で可能であれば切妻屋根を用いることが望ましいと考えられます。



形状の割合

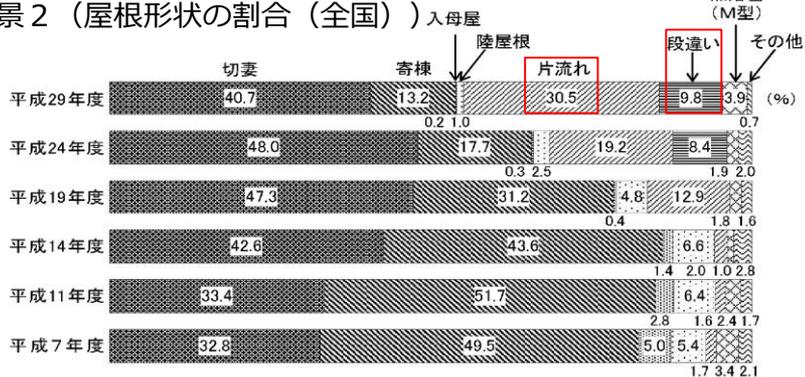


切妻(平入)屋根



入母屋屋根

◆背景2 (屋根形状の割合(全国))



*【フラット35】住宅仕様実態調査報告の概要 (住宅金融支援機構)

◆背景3 (景観計画・都市計画マスタープランの位置づけ)

